

論説

2023・2・23

広場の自由が狭くなる

護憲集会判決

金沢市芦ヶ原の広場での護憲集会が不許可とした。「これは違憲だ」と市民団体が訴えた裁判で、憲法裁判は市民の抗議権を認め、「合憲」とした。「集会の自由」が狭くならないか懸念する。

広場は金沢市芦ヶ原に隣接し、南北約六十㍍、東西約五十㍍の広さがある。ベンチもあり、誰もが立ち入りやすいが自由。集会ができる広場の属性を兼ね備えている空間といえる。

だが、市の管理上の決まりがあり、施設的に官能的の物品販売や宗教的行為、選舉活動など政治的行為を禁止している。実際に「市ヶ原広場」と呼ばれる。

(1)

七年前のこの憲法記念日

日本市民団体「日本憲法研究会

」が憲法施行七十周年を記念して護憲集会を開催した。ところ

が、市は集会について「政治への批判や問題提起が含まれるなど判断し、総理規則に基いて申述べた。

日本憲法研究会は「集会」を

争う表現の自由を保護する。

十年以上、行ってきた護憲集会と

連携団じく連携して、通常によりフル

も苦情もなかったらしい。同様に

集会、「憲法に因る」も訴え

たのも当然といふが。

たが最適裁は「憲法は市ヶ原と一体となった公務のための『公用物』で、公園などの『公の施設』上は異なると指摘。衆議院特定の政策を訴える「示威行為」を行わ

れると「市は政治的中立性に疑義

が生じる」を通じて、市の不許可

は「違憲ではない」とした。

だが、「この広場は市民の憩いの場であり、市民が楽しむ場として使用されてきた」「公の施設」ないし、それに準じる施設といえども、それなりに市立施設、民間が生じるところ抽象的な理由で利用させないのは、実質的に自由を制限する効果を持たせてしまう。

そもそも集会の自由は、集会がでる「場」がはじと成り立たない。拙直で御の場合は、集会における別の基本的人権が侵害されたり、公共の安全に達し得た危険があると言ひだすと、確かに決定的でなければならぬはずだ。

公務員には憲法尊重・擁護の義務がある。護憲集会をあたかもも危険視する思想自体が、憲法秩序の危機に結びつい。

改憲の動きが活発化する中で、護憲集会もまた大事である。資金的な貢献もせず、わざわざ「広場の自由」を守る、立派なやつめられた。